



ビザ延長の特例措置及び新型コロナウイルス対策の最新動向について

1. ビザ延長の特例措置について

香港移民局は2020年12月31日、新型コロナウイルスの影響で香港に戻ってくるのが困難なビザ保有者に対して、本人が香港外にいてもビザ延長の申請ができる特例措置を発表しました。特例措置の発表前は、ビザ延長の申請及び受け取りの際は、本人が香港に滞在している必要がありました。

【対象ビザ】

就労ビザ、家族ビザ、投資ビザなど延長可能なビザを保有しているケース

【対象者】

- ① ビザの有効期限が4週間以内に迫っている場合
- ② 過去12か月以内にビザの有効期限が切れてしまっている場合

延長の資格基準を満たし、香港居住の継続性があると認められた場合に限りビザ延長を承認すると発表しており、昨今の香港における失業率の悪化も考慮すると、必ずしも延長が認められるとは限らないようです。

申請にあたっては通常の滞在延長申請書だけでなく、香港に戻ってくるのが困難であることを説明するレターを提出する必要があります。弊社がビザ延長の申請をサポートすることも可能ですので、詳細についてはお問合せ下さい。

2. 香港の失業率6.6%、過去16年で最悪

香港政府統計局は2021年1月19日、2020年10～12月の失業率が2020年9～11月の6.3%より0.3%上昇し、16年ぶりの高水準となる6.6%を記録したと発表しました。特に、消費・観光関連の失業率は10.6%、飲食業界の失業率は13.8%と悪化が顕著になっています。香港政府が昨年実施した雇用維持スキーム Employment Support Scheme による補助金が終了し、また、依然として新型コロナウイルス対策による各種制限が続いている状況下においては、今後さらなる解雇や倒産が増える可能性があると考えられています。

3. 新型コロナウイルス対策の最新動向について

香港政府は2021年1月26日、現在施行されている各種の制限令を2021年2月3日まで延長することを発表しました。

- (1) 店内での飲食を午後6時から翌朝午前5時まで禁止



- (2) 飲食店の収容人数は 50%まで
- (3) 1 テーブルの利用人数は 2 名まで
- (4) 公務員は在宅勤務を増やす
- (5) 公共の場での集まりは 2 名まで
- (6) 公共場所（屋内、屋外）でのマスク着用

なお、香港政府は、1 月 23 日には佐敦の一部エリア、1 月 28 日には北角の一部エリアを封鎖してロックダウンを実施しており、今後は他エリアでも予告なしのロックダウンの可能性があると伝えています。

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口（YAMAGUCHI）日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。